

長野市農業委員会 第15回総会議事録

- 1 日 時 令和3年4月28日(水)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後2時58分
- 2 場 所 第1、第2委員会室(第一庁舎7階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽
16番 羽田 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和
19番 吉原 俊夫 20番 松田 光平 21番 酒井 昌之
22番 塚田 厚 23番 和田 修 24番 北原 幸平
25番 北村 正彰
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠 係 長 曾根 明美
主 査 萱間 宏美 主 査 酒井 雅宏
農業政策課
専 門 員 山口 浩之 主 査 豊田 浩二
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第137号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第138号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第139号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第140号 非農地決定について
報告第64号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第65号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第66号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
報告第67号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第141号 令和2年度事業報告について
議案第142号 農地利用最適化施策に関する意見書作成について
議案第143号 「農業委員会だより」の発行計画について

曾根会長代理 定刻前ですが、全員お集まりですので、総会を開催させていただきます。

今月の10日、11日の霜により、アンズ、梨、柿、リンゴ等に大きな被害が出てしまいました。果樹につきましては出鼻をくじかれたスタートの年になりました。また、20日過ぎからも、けっこう今年は低温が続きまして0度または1度というような予報がされる日が多くありました。なんとか気温が安定してくれば良いと思っております。私も人・農地プランで集落営農組織を作りまして、水稻育苗を始めました。500m地帯のハウスと900m地帯のハウスにおいて合計6,500枚、行っているわけですが、特に寒い時につきましては、500m地帯は予報通りの低温。それから900mになりますと予報よりも4度から5度低い温度になります。そんな中で育苗をやっており、天気予報を見ながら毎日過ごしているような状況です。

それから、コロナにつきましても、また多く広がっているわけですが新聞にもありましたが、手洗い、うがい等を徹底してコロナに罹らないようお願いしたいと思います。

さて、第15回の総会に出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行をさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますので、ご起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章1行目の、「長野市農業委員会」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ご着席ください。ただいまから、第15回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。本日の総会につきましては、現在の出席委員数は在籍委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 皆さん、こんにちは。非常にお忙しいところ、総会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。4月は例年ですと新年度に入り、人、組織ともに新しいスタートラインに着くわけですが、今年も昨年に引き続きまして新型コロナウイルス感染症の対応に追われ、節目のない感じがしております。4月25日から東京、それから関西の中心部は緊急事態宣言が発令されました。非常に行動に厳しい制限が掛かっておりますけれども、長野広域圏は特別警報1のレベルにあり、一層、3密対策を徹底し

て再発防止に力を入れていくようになると思います。3月から4月にかけて、市内の●●では社内クラスターが発生した模様です。たまたま地域にその事業所に関係する方がおられ、お話を聞く機会がございました。長野市の保健所の指導で、全従業員とその関連で400名に及ぶPCR検査の実施。29人の陽性反応者と、その隔離。家族内での感染対策等、一時は生産活動が麻痺し、企業活動が大きく損なわれたようであります。特に年度末の追い込みと重なりまして、その痛手が想像以上だったと聞いております。幸いにもコロナ罹患者は、中症者が1名、他の方は軽症で、既に全てが復帰をされているというお話でした。企業内での洗面所の蛇口、ドアノブが感染源になったようでございます。首都圏との人的交流も避けられない中で、改めて日常生活の基本の見直しが求められております。

さて、先ほど曾根会長代理からもお話がありましたように、長野市を含め、長野県全域に遅霜の被害が発生しております。特に北信地区は4月の10日前後、それから最近、特に26、27にかけては冷気の流れ込みの停滞時間が通常より長く、特に平らな地区では、それぞれの果樹に影響が出ている模様です。ただ、いかんせん、一定の時間がたたないと結実の確認ができないということで、そうであろうという状況であります。いずれにしても、最小限の被害にとどめていただきたいと思っています。現在、防霜ファンやろうそく等による早朝燃焼で予防策を採っておりますが、必ずしも万全な対策ではございません。今後、このような異常気象が恒常化することが考えられますので、これらを前提とした技術的な対策を関係部門に求めていく必要に迫られます。私もたまたまヨーロッパで、特にドイツで見た対策としては、寒冷紗が圃場全部に自動的に掛かるようになっております。寒冷紗により霜の害の他に、ひょう害や日焼け対策も兼ねるということで、先進的なところはそうした対策もされているようです。いずれにせよ、もう少し精度の高い対策が必要なのかなというふうに私自身も感じております。

ただし、経営的には、国が先頭に立って導入しました収入保険という制度がございます。特に果樹農家を中心に、大規模農家の方でも収入保険に入っておられない方が結構おられるようでございます。令和元年の県下での加入件数は全部で503件でした。令和2年になりまして、その3倍の1,664件の加入となっております。特にこの中では、長沼地区の19号台風災害を受けた方でも、救われたという方も何名かおられますので、いずれにしても、私どもとしては細かい積立金の問題だとか、青色申告でなければ加入できないだとか、いろんな条件はありま

すが、それらも含めて制度の改善を求めていく一方、加入をどんどん推進していかなければいけないのではないかと、私自身感じております。ちなみに、長野市は今年の加入状況は、個人が139名、法人が8名、合計147件の加入実績があると先ほど農政課から確認いたしました。

裏面ですけれども、私ども長野市農業委員会では、いわゆる農地法上の議論をし、一定の結論を出すわけですけれども、長野県全体でもこうした動きをしているということをご紹介したいと思います。長野県には77市町村ありまして、それぞれに農業委員会が設置されております。その農業委員会が、それぞれまちまちの判断基準では、いろいろな面で支障が出るということで、これは農地法の第42条で決まっていますけれども、各県に農業委員会ネットワーク機構というのを置くことになっていまして、長野県は長野県農業委員会ネットワーク。組織名としては一般社団法人長野県農業会議という名前になっております。各地区の農業委員会の代表、学識経験者、各種団体で構成されて、事務局は、JAの全農ビルの11階に設置されております。私もこの会議には理事として、現在、毎月参加しておりますけれども、ここでは農地法の第4条、第5条、18条、いわゆる農地の転用についての一定の面積以上の場合、県のほうに上申し、その場で議論をすることになっています。この会議で必ず県の結果がどうだったということは、毎月、事務局から報告されますけれども、それは、ここでの審議結果の報告と理解をしていただいたら結構かと思っています。

また、最近では営農型太陽光発電の件については、まだ長野県は比較的事例が少ないということで、この辺の判断基準も全県で、ある程度、統一しましょうということで、必ず全県レベルで議論をしています。過日、長野市でありました北部地区調査会でご協議いただきました例のワラビの件についても、今回、県のご場でご議論させていただいたというような状況になっております。これは長野県農業委員会ネットワークという機構ですけれども、これとはまた別に、長野県の77市町村の農業委員会の会長が組織する長野県農業委員会協議会という組織があります。これは、純粹に農業委員会独自の組織で、県農政部との意見交換会や、国会議員との懇談会、あるいは県の大会等々の大きな事業を行っております。

さて、ご案内のように、私たち農業委員会も事務局が新しい事務局に生まれ変わりました。農林部局も櫻井部長をはじめ、新しい職制で事業活動がスタートいたしました。総会後の研修でまた紹介をさせていただきますけれども、昔から新しき酒は新

しい皮袋に盛れということがいわれております。考え方、価値観を表現するためには、それに適した新しい形式や受け手の心構えが必要になってくるといわれております。当事務局も市川新事務局長体制のスタートで、委員会カラーに一層、磨きをかけていきたいと思っております。最後に、私ごとで恐縮ですが、過日、4月に開催されました県農業委員会協議会で、長野県農業委員会協議会長を拝命することになりました。長野県77市町村の農業委員会を束ねる立場になります。もとより、その器ではございませんけれども、委員会活動の足を引っ張ることのないよう努力をしてみたいと思いますので、皆さま方の引き続きのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

それから、もう一つありますが、過日、北部調査会にお邪魔いたしまして、欠員となっていました浅川地区の農地最適化推進委員に、4月1日から石坂貴史さんが新しく最適化推進委員に就任をされ、委嘱状をお渡しいたしました。今日この後の研修会にご参加いただきますけれども、ぜひ、これからも一緒に活動をしていただくようよろしくお願いいたします。

今日の総会ですが、農地法他の議案が上程されています。既に各地区調査会で調査、ご議論していただいておりますけれども、闊達なご議論をお願いしつつ、この後の研修会もごございますので、効率の良い進行を進めたく、ご協力をよろしくお願いいたします。以上で私の挨拶とさせていただきます。

曾根会長代理

ありがとうございます。私のほうで最初に報告しなければいけなかったわけですが、長野県の農業委員会の協議会に青木会長さんが就任されたことであります。長野県の代表でありますので、長野市の農業委員会としても協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。では、続きまして、市川事務局長より、挨拶をいたします。

市川事務局長

どうも、こんにちは。事務局長の市川でございます。本日はご多用の中、青木会長をはじめ委員の皆さまには第15回長野市農業委員会総会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。また、日頃は現下のコロナ禍の中、農地利用最適化活動等にご尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

始めに、4月1日付人事異動によりまして、私を含め3名が事務局担当としてお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。転入者につきましては、この後、自己紹介をさせていただきます。

さて、先ほど青木会長からもお話がありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、4都府県に緊急事態宣言が発出されております。県内におきましても新規感染者の減少

が見られないなど、収束が見通せない状況でございます。そのような中、先日から本市でも高齢者へのワクチン接種が始まりました。多くの方が接種を受けるまでには多少時間を要する見込みでございますが、接種により、感染拡大の抑制に大きな期待が寄せられているということでございます。市行政に携わります私のほうも、業務遂行上、感染防止対策や行事の縮小など、さまざま対応を迫られているわけでございますけれども、何とかこの難局を乗り越えながら、農地の利活用の推進を委員の皆さまのお力をお借りして行ってまいりたいと、このように思っております。

とりわけ、人・農地プランにつきましては、委員皆さまの積極的参画によりまして実質化が図られたところでございますが、今後、人・農地プランの実践によりまして、中心経営体への集積を着実に進めていくことが求められているというのが状況かと思っております。委員の皆さまには、その持てる知識、経験を生かされ、引き続き、お力を発揮くださいますよう、お願いを申し上げます。

本日、ご審議をいただきますのは、農地法関係等議案7件、報告案件4件でございます。よろしくお願いいいたします。それでは、引き続き、転入職員の自己紹介をさせていただきます。

私、事務局長を拝命いたしました市川隆道と申します。前職については、企画政策部で長野広域連合に2年間派遣ということでございます。お世話になります、よろしくお願いいいたします。

松橋事務局長補佐 お世話になっております。事務局長補佐の松橋泰と申します。農業委員会事務局は初めてのことになりますので、皆様にご指導いただきながら頑張りたいと思っております。

酒井主査 農政担当の酒井雅宏と申します。以前は保健福祉部福祉政策課におりまして、農業委員会事務局ということで農林部自体も初めてとなります。委員の皆さまにはたいへんお世話になりますが、ご指導いただきたくよろしくお願いいいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会規則第6条の規定により、会長が議長になっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、規定に基づきまして、私、青木が議事進行を務めますので、ご協力よろしくお願いい申し上げます。着座にて進めさせていただきます。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号7番、鈴木洋一委員と、議席番号8番、青木明夫委員にお願いいいたしま

す。よろしく申し上げます。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当する申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案の中で、委員の同居親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議長 それでは、申し出がございませんので、ないと確認をいたします。

査問主 査 次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願いいたします。事務局の査問です。議案の訂正事項について、ご報告申し上げます。総会での新たな訂正はございませんが、先日の調査会にてご報告申し上げたとおり、農地法等議案本冊の11ページ、5条の番号9の備考欄、農振除外日、令和2年3月12日が、令和3年3月12日に訂正となります。以上です。

議長 それでは、議事に入らせていただきます。本日は、農地法に関わる法人参入の案件が1件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より、議案及び審議の流れについて、ご説明をお願いします。

兼 竹下主幹 事務局 事務局長補佐 事務局の竹下でございます。私のほうで、農家創設、法人参入案件について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。議案第137号農地法第3条の規定による許可申請について、資料の右上に本冊と書いてある冊子になりますが、この5ページの番号7番の案件でございます。本件は、法人の農家創設となりますので、次第にはありませんが、法人の担当者から事情聴取を事前に行うものです。

●●が、更北地区の農地に賃借権を設定して、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものであります。受人は農地の取得はできませんが、農地法第3条第3項に、賃貸借権の設定、または使用貸借権を設定する場合の規定がございます。『借主がその農地等を適正に使用していないと認められる場合に貸借の解除をする旨の条件が契約書等に付される場合』。それから、『地域における適切な役割分担が見込まれる場合』。そして、『業務執行役員又は耕作の事業に関する権限及び責任を有する使用人のうち1人以上が法人の行う耕作に常時従事すると認められる場合』。これらの全てを満たす場合は許可することができることとなっております。既に

地区調査会に出席し、営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても営農計画の説明をお聞きするということで、お越しいただいております。

審議の流れについて、ご説明させていただきます。まず、地区調査会長から補足説明及び調査結果の報告をお願いします。次に、現在、外で待機中の法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただき、質疑応答を行います。質疑応答終了後、法人担当者には退席をしていただき、その後、通常の審議を行います。審議の流れにつきましては以上です。

議 長 　ただ今、事務局から議案と審議の流れについて説明いただきました。続いて、中部地区調査会長から、法人の営農計画についての調査結果及び補足説明をお願いいたします。なお、資料は別添の営農計画書の他、関係議案は、本冊の議案第137号 農地法第3条の規定による許可申請についてになっております。それでは、お願いをいたします。

北村地区調査会長 　中部地区調査会の北村でございます。先日の調査会にご出席をいただきまして、営農計画等子細に確認をいたしました。自ら農業に取り組むということでありまして、将来的にはこちらから要望もしましたが、近隣農業者との連携についても考えてもらいたいということをお願いしました。営農計画についても確認しましたが、問題ありません。地域農業の振興に大いに貢献してもらいたいということをお話申し上げました。以上であります。

議 長 　ありがとうございます。それでは、法人の担当者からの聞き取りを行います。説明を行う法人の担当者に入室をいただくよう、お願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 　ご苦労さまです。どうぞお座りください。
法 人 担 当 者 　失礼します。

議 長 　それでは、私がこの議長の青木でございます。今日は、ご苦労さまでございます。それでは、自己紹介をしていただいた後に、●●様の営農計画等のご説明をお願いいたします。それでは、どうぞ。

法 人 担 当 者 　皆さん、こんにちは。私は●●と申しまして、長野市鬼無里地区で、おやきの製造、販売をしております会社の専務をしております●●と申します。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、今回の営農計画のご説明をさせていただきたいと思ひます。資料に沿って、まず概要としまして、経緯につ

いては、われわれはおやきの製造、販売をしておる中で、現在、製造の拠点を増やしたいということで、新しい工場の建設を計画しております。そうした内容を長野市さんはじめ、行政機関の皆さんにご相談をしている中で、6次産業化という考え方の中で、われわれ、製造と販売をしていますが、その原料となる生産の部分にも目を向けて、地域の農業振興に寄与しながら事業を拡大して行ってほしいという要望もいただきました。そういうこともありまして、今まで参入してこなかった農業という部分に目を向けようということで、計画をさせていただいております。

その中でいろいろ検討し、お米を作らせていただいて、そのお米を原料にして米粉を使ったおやきというものを加工販売していきたいと考えています。近年、国内外でもグルテンフリーですとか、アレルギーフリー等といった需要がありまして、今、小麦だけではない別の商品ということで考えているところでございます。

2番の農業労働力というところにつきましては、私のほうがこの農業部門におきまして責任をもって管理をする立場をとらせていただきます。その中で、●●という社員、また、常時雇用のパートということで1名ございますが、こちらは、もともと個人で稲作をされていた方をお願いしまして、今回、一緒にやらせていただくということで考えております。続いて、3番の経営内容につきましては、説明でアールとなっておりますが、㎡の間違いでございます。3,238 ㎡が正しい記載となっております。こちらで先ほど申し上げましたように稲作をさせていただきます。

続きまして、4番、営農技術の習得方法等ですが、長野農業農村支援センターさんにも、いろいろとご相談をさせていただいております。また、先ほど申し上げましたように、社員である●●、また、今回、雇用する方は稲作を通常やっておる者ですので、ある程度の技術、知識があるというふうに思っております。5番の機械等ですが、こちらは、先ほど申し上げましたように、この土地で昨年までも同じように稲作をしていたところございまして、今回、雇用する者が個人で持っているものを借用して、この機械をそろえさせていただいております。一番最後のところに当該の場所が記載しております。国道18号の広徳の信号の先のところ、18号沿いでございます。

今回、まずお米を作らせていただくというところではあるのですが、皆さんご承知のように、おやきというのは小麦ですと

か、具材にはたくさん野菜を使っておりますので、今後は地域の農家の皆さんと連携して、そういった原料を作っていたり、また、自分でもそういった野菜の生産というところも将来的にやっていければと考えております。何とぞ、ご理解、ご協力を賜ればと思っております。簡単ですが、私からの説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議

長 ありがとうございます。ただ今、●●さんから、営農計画等について、ご説明をいただきました。これより質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問がありましたら、挙手をしてお願いをいたします。

冒頭、私のほうからでいいですか。おやきは通常、小麦粉じゃないですか。お米を作ることで、どのような事業としての活用をされていくか、説明をお願いしたいと思います。それと、もう一つは、6次産業ということで、一般的には、農家が農産物を作って、いわゆる販売開拓をしながら、加工というものがあるのですが、●●さんの場合はその逆で、いわゆる、おやきという商品の製造販売による基礎づくりをして、その後、企業の付加価値を高めるために農業へ取り組まれるという、その辺のお考えをもうすこしお聞かせいただければと思います。

法人担当者

ありがとうございます。まず、おやきは、皆さんご存じのように、ほとんど小麦を使って作るのが一般的でありますし、うちの商品も小麦を使ったおやきになっております。その中で、そういったレギュラーの商品っていうのはもちろん残しながら、またもう一方を違うラインとして米粉というものを使った形で、今、米粉パンとかっていうのも世の中にありますけども、いろんな需要もありますので、その辺は今、商品開発のようなところは社内でやっているところございます。その生産を自分たちでやるというところと考えておりますし、また、麦についても、現状、外麦を使っているところがほとんどなんですけど、これもできれば地粉というところで、自社で生産するなり、また、地域の方と連携をしてというところも考えています。

もう一つ、ご質問があった6次産業化に関わって、われわれも先ほどお話があったとおりで、6次産業化の本来の目的は、生産者さんがご自身で販売をしていくというところを支援するという仕組みっていうふうに認識はしておりますけれども、われわれ、冒頭で申し上げましたように、今回、新規事業ということ考えたときに、やはり今まで、これだけの野菜類、農作物を原料として使っているにもかかわらず、なかなかその農業という分野にしっかりと目を向けてこなかったというところの反省といいますか、感じた次第であります。これは本当に

いろいろな農業委員会の事務局さんですとか、農政課さんと、県の方なりと話をしたところで感じたところですよ。なので、自分たちがそういった生産の部分から関わること。自分たちが全てをもちろん作りきれないわけではないのですが、生産者の方と連携して商品を作っていくことが会社にとっても付加価値になりますし、お客さまにとっても、今、安心、安全などもいわれてる中で、求められてるといいうところでもありますので、今回、このような形の運びとなりました。以上です。

議長 長 　よく分かりました。ありがとうございました。農業委員の皆さんから、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

塚田委員 　いいですか。

議長 長 　塚田委員さん。

塚田委員 　すいません。戸隠の農業委員の塚田と申します。●●さんの名前は、買い手の方、この近辺の方、長野市の皆さん、ご存じだと思ひ、鬼無里という地で商売されていらっしゃる、地元では1番の企業であると思ひます。そういったことは重々承知をしておひまして、今回、この農家創設という話を、今日来て初めて知ったわけですが、ご存じのとおり、鬼無里という地は伝説の里ではございますが、荒廃農地も非常に多いというふうなことで、地元で例えば水田にしても畑にしても、相当な荒廃農地が多分あると思ひんですが、今、これ見たら、鬼無里で農家創設するのかなと思ひたら、そうではないというふうなことで、地元の鬼無里でやるというふうな、そういった計画は全くないということですか。

議長 長 　●●さん、どうぞ。

法人担当者 　ありがとうございます。まず今回は、実はこの予定の農地の近くに生産拠点を一つ作りたいうところもあって、この場所というところを選定させていただき、ご縁があったというのも一つなんですけど、鬼無里も本当にご指摘のように、できるところはたくさんあります。ただ、労働力の確保ですとか、そういった問題もありますので、今後、できればやっていきたいというふうには思っておりますけれども、ちょっとハードルがあるということも事実ですが、それは検討していきたいと思っております。

議長 長 　塚田委員さん、よろしいですか。

塚田委員 　了解いたしました。鬼無里の地で商売されていらっしゃるというふうなことで、ぜひ、特に長野市は中山間地が非常に多くて、荒廃農地も非常に多くあるという現状をお伝えをして、ぜひ目を向けていただければと、そんなふうには思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。曾根代理、どうぞ。

曾根会長代理 農業委員の曾根です。定款の中に11番ですね。太陽光による発電及びその電力の販売とありますが、営農型ソーラーの計画はありますか。

法人担当者 ありがとうございます。今現在、鬼無里にある工場の屋根にソーラーを積んでおりまして、それを一部、売電をしております。そのことを記載してあるというところで、今後、新たにそういった計画はございません。

曾根会長代理 分かりました。

議 長 他はいかがですか。よろしいですか。和田委員、どうぞ。

和田委員 補足説明といたしますか、鬼無里の●●さんが今回、農家に参入するというので、私のほうにも相談がありまして、先ほど塚田委員さんからもありましたとおり、今後、鬼無里のほうでも、高齢化、それから荒廃地も進んでいる中で、会社として、●●さんがそういうものに取り組んでいただくことについては大変いいのではないかとということで、私のほうでも賛成いたしました。引き続き、そういうことも考えていただいて、事業に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 分かりました。ありがとうございます。他によろしいですか。他に質問がなければ、以上で●●さんの聞き取りを終わりにします。●●さん、本日はお忙しい中、お越しいただきまして、誠にありがとうございました。ご退席ください。

法人担当者 ありがとうございます。

議 長 ご苦労さまでした。

議 長 【法人担当者退室】

議 長 ただ今の案件につきましては、この後、行ふ議案第137号農地法第3条の規定による許可申請についての審議の中で行わせていただきます。

議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第137号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。それでは、始めに本日の資料ですが、農地法の議案に係る本冊の他、農振除外に係る意見聴取の別冊1と、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画案の報告に関する別冊2がございます。

それでは、議案第137号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。第15回総会農地法等議案の

1ページをご覧ください。番号1番から7ページの15番までの15件でございます。内容は、所有権移転案件が13件、賃貸借権設定案件が1件、使用貸借権設定案件が1件となります。なお、4ページの2番、3番。それから、5ページの5番、7番。6ページの11番の計5件は、農家創設案件です。また、4ページの4番は、備考欄に記載のとおり、空き家に付随する特定農地でございます。本年3月29日の総会で、空き家取得者が取得する特定農地の指定についてご決定いただいたものでございます。

申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見の検討をいただいております。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。始めに、北部地区調査会長から、1番、2番、お願いします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー2につきましては、農家創設でございます。調査会において、営農計画書に基づいて説明をいただきました。果樹栽培をしております。その果樹の他に野菜も含めて作りたいということで申請があったものでございます。非常に意欲がありまして、適当であるという判断をいたしました。1、2番とも、地域との調和要件等、支障が生じる恐れはないと認められるため、地区調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から、3番から5番、お願いします。

岡村地区調査会長 　西部地区調査会の岡村でございます。先般の西部地区調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、6番から8番、お願いします。

北村地区調査会長 　中部地区調査会の北村でございます。7番が先ほどのいろは堂さんで、6、7、8、いずれも許可条件に適合しており、問題

ないと判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、9番から11番、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。よろしくお願いいたします。9番、10番は、下限面積等、諸条件を満たしているので問題ないと判断しました。11番は農家創設になりまして、中部調査会で営農計画のご説明をいただきました。受人の方は、住所は篠ノ井ですけれども、篠ノ井有旅が実家ということで、今現在、建築業をされてまして、その建築業を、有旅のほうを中心にやっていくということで、作業場に近いところの農地を今回、所有権移転して農家になろうという農家創設ということでもあります。いろいろ伺いましたけど、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは、続きまして、東部地区調査会長から、12番から15番、お願いします。

北村地区調査会長 東部地区調査会の北村と申します。12番、13番、15番につきましては、高齢のよることと、母の介護ということで作業ができなくなったということで借りられるということ、あと、14番については、父と子どもという関係であります。借りる方については、やる気のある方ということで、調査会におきましては、許可条件にも適合しているということで、特に問題はないということ判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようなので、採決に入らせていただきます。この案件について、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方のご賛成が確認できましたので、議案第137号は、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第138号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。それでは、議案第138号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。9ページをご覧ください。番号1番から12ページの13番までの13件です。1番は、農家住宅を建築する転用案件です。2番、3番は、住宅敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。4番

は、自社敷地を拡張して進入路を設置する転用案件です。10ページをご覧ください。5番は、農業用倉庫を建築する転用案件です。6番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。7番は、農業用資材置き場を設置する転用案件です。8番は、駐車場を設置する転用案件です。11ページをご覧ください。9番は、農家住宅を建築する転用案件です。10番は、自己用住宅を建築する転用案件です。11番は、河川改修工事の現場事務所、休憩所、資材・残土置き場、駐車場として使用するもので、許可の日から令和3年10月31日までの一時転用案件です。12ページをご覧ください。12番は、住宅敷地を拡張して駐車場及び物置を設置する転用案件です。13番は、事業敷地を拡張して、資材置き場を設置する転用案件です。

また、番号6番と10番は、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。以上、説明申し上げた申請案件のその他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らして立地基準等、特に問題がないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で許可すべきもののご決定をいただき、県に進達いたしました農地法第5条の10件の案件について、8件については許可済みとなっておりますが、開発許可の必要な2件につきましては許可書がまだ届いておりませんが、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、許可は間違いのないものと考えております。また、先月の総会で許可すべきもののご決定をいただき、県に進達しました農地法第4条の3件の案件につきましては、営農型太陽光発電施設の一時転用を含め、全て許可済みとなりましたので、ご報告をさせていただきます。なお、営農型太陽光発電の案件について、長野県農業委員会ネットワーク機構の常設審議委員会から出された意見として、年内に作付け圃場全部の土壌改良を行い、安定生産に努められたいとの意見が付されたため、申請人から営農計画について、年内に圃場全部の土壌改良を行う内容に修正をいただきました。以上になりますが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議

長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、1番から

13 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。始めに、北部地区調査会長から、1 番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1 番、1 件について、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、2 番から 5 番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。2 番、3 番、4 番、5 番の転用案件でございますが、いずれも許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、6 番から 8 番、お願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区調査会の北村でございます。事務局からご説明いただいたように、6 番から 8 番、いずれも周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないため、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、9 番、10 番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。9 番、10 番、いずれも調査会で検討した結果、許可要件に適合したため、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から、11 番から 13 番、お願いいたします。

北村地区調査会長 11 番につきましては、19 号台風によって松代町の中の越水地点ということで、その改修工事ということであります。12 番、13 番についても許可条件に適合しているということで、問題がないということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明及び各地区の調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ありませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようですので、採決に入ります。議案第 138 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成が確認できましたので、議案第 138 号は、全て許可相当と決定をいたしました。

続きまして、議案第 139 号 農振除外等に係る意見聴取につ

いてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課
豊田主査

農業政策課の豊田と申します。よろしくをお願いいたします。お手元の資料の右上に別冊1と書いてあります、第15回農業委員会総会議案農振除外等に関わる意見聴取についての1ページをお願いいたします。今回の農業振興整備計画の変更は、軽微変更4件になります。2ページをお願いいたします。軽微変更番号1でございます。事業計画者、土地所有者の●●さんが、自宅の北側の農地に農業用倉庫を2棟、建てまして、農業用資材等の物置として既に利用しているため、追認となります。申出地は豊野町南郷●●。地目は畑です。軽微変更面積164.94㎡。土地改良事業の実施はございません。農地法は農用地区域内農地で、2アール未満の農業用施設のため、届け出により見込みあり。開発許可は、農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件でございます。軽微変更は、変更後も農業の用に供することから、⑤土地改良事業等完了から8年未経過については条件を満たす必要がございませんので、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明です。事業計画者は、豊野、赤沼、吉地区で、果樹及び野菜を5,500㎡ほど耕作しており、軽鉄骨倉庫の1棟は農業機械。木造長屋、2棟は肥料等、農業用資材の保管庫として、自宅近くで管理しやすい申し出地を利用している。農用地区の軽微変更が必要という認識がなかったため、今回、改めて申し出するものでございます。以下、3ページから7ページにおきましては、位置図及び現場写真になりますので、参考にご覧ください。

次に、8ページをお願いいたします。軽微変更番号2でございます。事業計画者、土地所有者の●●さん。自宅北側農地に農業用倉庫を1棟、建てまして、農業用機械車庫として既に利用しておりますので、追認となります。申し出地は豊野町豊野●●。地目は畑です。軽微変更面積50.86㎡。長野平土地改良区の受益地でございますけれども、土地改良事業の実施はございません。農地法は農用地域内区域農地で2アール未満の農業用施設のため、届け出により見込みあり。開発許可は、農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件でございますけれども、先ほど同様、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明でございます。事業計画者は、豊野地区で果樹6,600㎡ほどを耕作しておりまして、農業用倉庫でコンテナ、収穫物運搬用の軽トラック1台、スปีードスプレーヤー1台の保管場所として、管理しやすい自宅に

隣接しております申出地に利用しております。農用地区域の軽微変更が必要という認識がございませんので、今回、改めて申し出するものでございます。9ページから12ページ、位置図及び現場写真となりますので、ご参考にご覧ください。

続きまして、13ページをお願いいたします。軽微変更番号3でございます。事業計画者は●●さん、土地所有者は●●さんとなります。●●さんが栽培している小麦の乾燥に必要な設備を整え保管するため、農業用倉庫1棟の建設を希望するものでございます。申出地は若穂川田●●。地目は畑です。軽微変更面積425㎡。川田土地改良区の受益地でございますけれども、土地改良事業の実施はございません。農地法は農用地区域内農地における農業用施設のため、届け出により見込みあり。開発許可は、農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件でございます。先ほど同様、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明です。事業計画者は、若穂綿内地区で小麦を中心に4ヘクタールほど栽培しております。自宅と耕作地の中間に位置し、利便性が良く、周囲への騒音・粉じん被害の影響も少ない申出地におきまして農業用倉庫を設置し、小麦乾燥機3台及び農業用機械、トラクター、コンバインの保管庫として利用したいものでございます。14ページから17ページは位置図等になります。ご参考にご覧ください。

次に、18ページをお願いいたします。軽微変更番号4でございます。事業計画者、土地所有者は●●さん。稲作作業の効率化を図るため、乾燥器の導入、保管のための農業用倉庫1棟の建設を希望するものでございます。申出地は若穂綿内●●。地目は畑です。軽微変更面積110.52㎡。河東土地改良区の受益地ですが、土地改良事業の実施はございません。農地法は農用地区域内農地で2アール未満の農業用施設のため、届け出により見込みあり。開発許可は、農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件でございます。先ほどと同様、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は若穂綿内地区で稲作を4,100㎡ほど耕作しており、耕作地の中心付近で、農業作業の効率化の観点からも利便性が良く、騒音被害の影響も少ない申出地において、農業用倉庫を設置し乾燥機1台、コンバイン、コンバイントレーラーの保管庫として利用したいものでございます。19ページから22ページ、位置図等の資料となります。ご参考にご覧ください。説明は以上ですが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。始めに、北部地区調査会長、1番、2番、お願いします。
- 関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。2件とも軽微変更で、許可要件を満たしておりますので、許可できると判断をいたしました。以上です。
- 議 長 　続きまして、東部地区調査会長から、3番、4番、お願いをいたします。
- 北村地区調査会長 　東部地区の北村です。3番と4番につきましては、作業効率を良くするというのと、あと、周辺の農地に騒音被害とか、そういうのが起きないようにというようなことの内容であります。除外要件を満たしているということから、特に問題はないということで判断しました。以上です。
- 議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今、地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ありませんか。
- 議 長 　【質疑なし】
- 議 長 　ないようでございますので、採決に移ります。議案第139号の軽微変更案件について、用途区分を変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 　【全員挙手】
- 議 長 　全員の方の賛成が確認できましたので、議案第139号は、用途区分変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。
- 議 長 　続きまして、議案第140号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
- 竹下主幹兼事務局長補佐 　事務局の竹下です。議案第140号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊の13ページをご覧ください。13ページになります。番号1番から24ページの226番までございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で、山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知決定申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができます。表の下に集計が載っております。今月ご決定いただくものは、山林が106筆で、面積42,146.67㎡。原野が120筆で、面積は44,165.82㎡。合わ

せて 226 筆、86,312.49 m²でございます。多くは、本年1月に中条地区と信州新町地区の対象者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとめて申請があったものでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　ないようでございますので、採決に入ります。議案第140号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員賛成を確認しましたので、議案第140号は、原案のとおり決定をいたしました。

　続きまして、報告第64号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第65号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、及び報告第66号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a 未満)の届出についての3件について、事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局 長補佐 　事務局の竹下です。それでは、報告第64号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ご報告申し上げます。25ページをご覧いただきたいと思えます。番号88番から26ページの92番までの5件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4条の転用届けとなり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届けです。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

　続きまして、報告第65号 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について、ご報告申し上げます。27ページをご覧ください。番号195番から34ページの224番までの30件です。同じく市街化区域内の届け出ですが、5条の転用届けで、農地の権利移動を伴う転用届けになります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

　続きまして、報告第66号 農地法第4条の規定による農業用施設(2アール未満)の届け出について、ご報告申し上げます。35ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要

する敷地面積が2アール未満で、要件に当てはまる場合は4条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の3件について、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から、報告第64号、第65号及び第66号について説明がありました。発言のある方は挙手をしてお願いいたします。いかがでしょうか。特にありませんね。

【質疑なし】

議 長 　ご質問がないようでございますので、報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、お願いを申し上げます。

　続きまして、報告第67号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告について、農業政策課よりご説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 　農業政策課の山口です。よろしくお願いいたします。報告第
山 口 専 門 員 67号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告について、ご説明いたします。資料につきましては、別冊2のほうをご覧くださいと思います。本件につきましては、市内で就農している担い手への利用配分計画ですが、既に中間管理事業の権利設定がされている農地について権利移転するものでございますので、意見聴取ではなく報告とさせていただきます。

　それでは、別冊2の1ページをご覧ください。今回、権利の移転を受ける人は1人で、賃貸借により1,190㎡を長野県農業開発公社が貸付けを行うものでございます。2ページをご覧ください。番号1、●●さん。この方は、篠ノ井地区で水稻を栽培する方になります。報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から、報告第67号についての説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようです。報告案件でございますので、ご了解をいただきますよう、お願い申し上げます。以上で、農地法等に関わる事項についての議事が終了いたしました。

　時間の関係上休憩時間をとらず次に、その他委員会事業に関わる事項の議事に移りたいと思います。

　これからは、その他の農業委員会業務に関わる事項について、審議いたします。議案第141号 令和2年度事業報告について、

てを議題といたします。最初に、事務局から説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 事務局の農政担当、竹内です。議案第 141 号 令和 2 年度農業委員会事業報告、資料ナンバー 1、こちらをご覧いただきたいと思います。こちらの資料につきましては、1 番の農地等利用最適化の推進から始まりまして、最後、12 番の農業者年金加入促進ということで、一通り、4 月の地区調査会におきまして、昨年度の事業内容を説明させていただいております。併せまして、資料ナンバー 1 の別表ということで、実績の詳細数値等でございますが、こちらにつきましても、今月の地区調査会で説明させていただいておりますので、総会でご審議いただきたいと思います。事務局からは以上です。

議 長 この件につきましては、各地区調査会において、事務局から説明をさせていただきましたけれども、ここで各地区調査会長さんから、地区調査会で出された意見内容等についてのご報告をお願いいたします。始めに、北部地区調査会長からお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。事務局の説明を受けて、話し合いを行いました。事業報告のとおりでよいとの意見になりました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いします。

岡村地区調査会長 北部調査会と同様に、意見がございませんでした。このとおりでよいということでございます。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区も同様に特段の意見がなく、了解されました。

議 長 引き続きまして、南部地区調査会長、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会長、村田です。原案のとおりでよいとのことでした。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。報告については、特段、意見が出ませんでした。了解をすることになりました。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。本案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 質問、ご意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 141 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できましたので、議案第 141 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 142 号 農地利用最適化施策に関する意見書作成についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐

事務局の竹内ですが、お手元の資料、議案 142 号 農地利用最適化施策に関する意見書作成について、資料ナンバー 2、こちらをご覧くださいと思います。こちらにつきましても、今月の地区調査会におきましてご説明してございますが、意見書作成・提出に向けてのスケジュールということで、このフローチャートにあります右側のところになります。既に皆さまにお配りしてありますアクションプラン策定に係るアンケート、こちらにつきまして、5月地区調査会で回収させていただきまして、その意見の中から農地利用最適化をより効果的に実施するための意見等につきましては、意見書の素案に盛り込んでいきたいと考えているところであり、12月の役員会、地区調査会等で意見書の協議を始めまして、1月の総会で意見書を決定して、市長部局に提出し、2月の市長との懇談会に臨みたいと思います。事務局からは以上になりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議

長

ただ今、議案第 142 号について事務局から説明をいただきました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。このスケジュールでいいですね。要は、あと1カ月じっくり考えて、アンケートを間違いなくご提出いただくことをお願いします。重要なアンケートになりますので、よろしくお願いします。

それでは、質問がないようですので、採決に入ります。議案第 142 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

ありがとうございました。全員の方の賛成を確認できましたので、議案第 142 号は、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 143 号 農業委員会だよりの発行計画についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

事
務
局
曾

務

局
曾
根

事務局の曾根です。農業委員会だよりの発行計画についての説明をいたします。資料ナンバー 3 をご覧ください。農業委員会だよりは、農業委員会活動を市民に広く知ってもらうとともに、その活動に対してご協力いただけるよう、広報ながのの折り込みとして全戸に配布しています。レイアウトについては、A4 判で A3 二つ折りで 4 ページ。記事内容は農業委員会の必須事務である農地等の利用の最適化に焦点を当てたものとして、

遊休農地対策や農地の集積等と、新規参入の推進施策や市民への情報提供を記事に考えています。昨年度より、表紙と新規就農者についてのページは、地区調査会ごとに順番に回しています。本年度の92号、93号については、記載の地区にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、昨年度同様、役員を、だより編集委員会の委員とすることを案といたします。日程については下記のとおりで、9月と3月に発行することを予定しております。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、議案第143号について事務局から説明をいただきました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　いいですね。農業委員会の顔となって、長野市全員の方に見ていただけるように進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

　質問がないようですので、採決を行います。議案第143号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第143号は原案のとおり決定をいたします。

　以上、予定しておりました議事が全て終了しましたけども、この他に委員の皆さんがたから何かございますか。

田 中 委 員 　ちょっといいですか。

議 長 　どうぞ。

田 中 委 員 　ちょっと教えてもらいたいののですが、非農地決定のところ
で、全て長野市の関係だと思ふのですけれど、住所がまだ上水
内郡になっているものと、長野市信州新町とか、そのようにな
っているのはなぜか、理由があるのでしょうか。

竹 下 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 　事務局の竹下ですが、詳細については、調査の上、後ほど回
答させていただきます。すいませんが、後ほどの研修会までに
調べて、報告させていただきたいと思ひますので、よろしくお
願ひいたします。

議 長 　田中委員さん、よろしいですか。

田 中 委 員 　いいです。

議 長 　では後ほどご回答お願いします。他にございますか。それ
では、議事につきましては全て終了いたします。これで、私の議
長の任は、終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

曾 根 会 長 代 理 　青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の

議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。

本日の議事全体をとおして、委員の皆さまから何かご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。なければ、事務局から、今後の日程につきまして説明をお願いします。

竹下主幹兼
事務局長補佐

事務局の竹下ですが、私のほうから、日程の前に1点、お願いがございます。農地法等議案の資料の取り扱いについてのお願いでございます。昨年度まで3カ月に1度、回収月として、皆さんからご自宅にある資料をお持ちいただきおりましたけれども、今年度からは、農業委員さんにおいては毎月の総会終了時に回収をさせていただきたいと考えております。ちなみに、推進委員さんにおいては、毎月の地区調査会で回収させていただくことを予定しております。なお、それ以降、使用したいという方がいらっしゃいましたら、各担当のほうにお申し出いただければと思いますので、何とぞ、ご協力をいただけますよう、お願いいたします。非常に個人情報も掲載されている資料になりますので、取り扱いには今後とも十分ご注意をいただけますよう、お願いいたしますとともに、各ご家庭にある資料についても、また次回、総会時、お持ちいただければと思いますので、よろしくお願いたします。私のほうからは以上です。

曾根会長代理
竹内事務局長補佐

日程をお願いします。

事務局から、今後の日程等を説明させていただきます。次第の一番下でございますが、次回の第16回総会でございますが、5月31日、月曜日、午後1時から3時半までの予定で、第2庁舎の10階講堂で行う予定でございます。それから、裏面をご覧いただきたいと思いますが、2番の地区調査会、5月の地区調査会の日程は記載のとおりでございます。その下、3番のところですが、今後の会議日程ということで、第17回総会、6月30日までの主な行事を載せてございます。ただし、コロナ禍で現時点で変更になったところが1カ所ございまして、1番の長野市農業者年金協議会総代会ですが、当初、予定していたものが、書面議決に変更になりましたので、会議は行わないということでございます。今後の予定につきましては以上です。

曾根会長代理

ありがとうございました。では、以上をもちまして、第15回総会を終了といたします。皆さま、ありがとうございました。